

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年3月4日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト推進のための情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト推進のための情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00961

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年3月4日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト推進のための情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年4月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、部分払いは想定していません。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

## (2) 事業実施担当部

経済開発部農業・農村開発第1グループ第3チーム

## (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 3月 10日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 3月 11日 12時まで
3	質問への回答	2026年 3月 16日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年 3月 23日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 4月 3日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/KXWShFMGtK>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

### (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

## (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (2) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (2) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

## (3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書（第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

## (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(1)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシ

ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

### (4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

## **8. 評価結果の通知・公表と契約交渉**

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

ブラジルは世界で有数の農産物生産国であり、大豆、トウモロコシの輸出量はそれぞれ世界1位、2位である（米国農務省、2024年）。食品加工等アグリビジネスを含む同国農業セクターは2023年時点でGDPの31%を占める主要産業となっている（米国農務省、2024年）。JICAは1979年～2001年にかけて「日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）」を実施し、セラード地域の土壌改良及び穀物生産に係る協力を実施した。この成果が、かつては食料輸入国であったブラジルが世界有数の穀物生産国に発展することに大きく貢献した。世界有数の食料供給国である同国農業セクターへの支援は、同国の経済発展だけでなく世界の食料安全保障の観点からも重要である。また、ブラジルは日本にとっても農産品の主要な輸入先であり、同国からの大豆、トウモロコシの輸入はそれぞれ輸入量全体の19%、20%を占め、米国に次ぐ第2位の輸入先国となっている（農水省、2024年）。とりわけ、我が国の畜産業界が必要とする飼料の多くはブラジルから輸入するトウモロコシや大豆粕であり、同国の農業セクターは我が国における安定的な食料確保に不可欠な役割を果たしている。

一方、ブラジル全土には107.6百万haの生産性が中・低活性の牧野が存在し、そのうち、転換適地としての潜在的劣化牧野面積を27.7百万haと推定しており、土地が有効利用されていないことが課題となっている。本来農業に適した土地においても、経年劣化や、不十分な土壌管理、過放牧等を要因に土壌の劣化が進み、生産性の低い放牧のみが行われている状況である。他方で、近年の国際的な食料需要の増大を受け、農地転換を主目的とした違法な森林伐採が行われており、これにより温室効果ガスの増加や生物多様性の損失等が進んでいると指摘されている。新たに森林伐採を行うことなく、劣化牧野を回復させ、低炭素農業の導入等の持続的な農地に転換する取り組みを促進することによって、低炭素農業の普及及び農作物の増産に繋げることは急務である。

このような状況下、ブラジル政府は、2023年12月、「劣化牧野を持続可能な農業生産と森林に転換するための国家プログラム（PNCPD）」を発表し、今後2035年までに4千万haの劣化牧野を回復させ、持続的な農地に転換することを目標に掲げている。右戦略を踏まえ、日伯両政府は「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ（GPI）」を立ち上げ、日本・ブラジル両国の民間企業、研究機関の技術を活用し、劣化牧野を回復することで、食料生産性の向上を図り、世界の食糧供給の安定化に貢献することを掲げている。

この一環として、日本の農林水産省は2025年7月から2026年2月にかけて、ブラジル国内のモデルファームにおいて、本邦企業が有する土壌改良資材やバイオスティミュラント等を活用した実証調査を実施している。同調査では、本邦企業、ブラジル国内の日系農協、日伯両政府が連携し、新たな森林伐採を伴わずに劣化牧野を改善し、生産性向上と持続可能性の両立を図ることを目指している。実際に、本邦企業は現地パートナーとのネットワークを構築しつつ、比較試験を通じて作物の生育状況や収量への効果を検証した。今後は、これらの技術・製品がブラジルの農地でどの程度適用可能かについて、農家による実際の利用を通じ、技術的・経営的側面（投資リターン等）や土壌にもたらす効果等を含むさらなる実証が求められる。

また、ブラジル政府は劣化牧野の回復および持続的な農地転換に資する新規技術協力プロジェクトの形成を要請しており、これを受けてJICAは「セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト」（2025年度早期採択済）を実施予定である（2026年度第2四半期開始予定）。同プロジェクトは、ブラジル農牧研究公社セラード研究所を対象にセラード地域における衛星を活用した劣化牧野マップ、土壌健康評価指標、気候予測に基づく農業リスク等の基盤データ強化及びデータプラットフォーム整備支援並びに日伯間の研究協力や官民連携を通じ、気候変動リスクに対応する改良技術の開発や社会実装を図り、もって劣化牧野回復及び持続的な農地転換に資するものである。さらに、JICAは並行して円借款事業の形成を進めており、農家が土壌改良資材やバイオスティミュラント等を導入するための費用を融資する計画である。

こうした動きを踏まえ、今後、日本企業（スタートアップを含む）の技術・製品が技術協力プロジェクトや円借款事業において農家に選択され活用されるためには、企業の技術特性や現地適合性など、協力枠組の設計に必要な基礎情報の収集が不可欠であり、「セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト推進のための情報収集・確認調査」（以下「本事業調査」）においては、技術協力プロジェクトにて活用する、劣化牧野の回復および農地転換に資する本邦企業の技術・製品をブラジル国内で展開するための所要手続きや、市場状況、土壌改良資材、バイ

オスティミュラント、精密・デジタル農業に関する製品・技術の現地適合性等の基礎情報を収集し、本邦企業とブラジルの民間企業、農業協同組合、農家等とのパートナーシップ強化を図ることとする。

なお、本事業調査において、選定された実証事業については、上記プロジェクトにおいて、実施が継続される可能性がある。

## 第2条 調査の目的

ブラジル国内における劣化牧野の回復および農地転換に資する本邦企業（スタートアップを含む）の技術・製品の海外展開を促進するため、所要手続きや市場等の基礎情報や、本邦企業とブラジルの民間企業、農業協同組合、農家等とのパートナーシップ強化に向けた基礎情報を収集する。また、実証事業の設計・実施を通じて、土壌改良資材、バイオスティミュラント、精密・デジタル農業技術等に関する本邦企業の製品・技術の現地適合性につき圃場試験を通じて可視化し、これらの成果を踏まえ、本調査後半時点で実施中の技術協力プロジェクト「セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト」との連携案を検討し、提案する。

上記目的に基づき、以下を実施する。

- (1) 本邦企業技術のパートナーシップ構築や実証事業の設計のための基礎情報の収集
- (2) 実証事業の設計・参画スキームの構築
- (3) 資材適合性判定を目標とした実証事業の実施および監理
- (4) 事業化に向けたデータ要件の整理とエビデンス構築
- (5) パートナーシップ構築のためのマッチングイベント等の運営管理
- (6) 実証事業やマッチングイベント等の結果を踏まえた、JICA 実施中協力への活用・連携案の検討・提案

## 第3条 調査の範囲

本調査は、「第2条 調査の目的」を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

## 第4条 調査実施の留意事項

### (1)カウンターパート機関について

- ① 「第1条調査の背景・経緯」にて記述した形成中の技術協力プロジェクト「セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト」のカウンターパート（以下、「C/P」）機関であるブラジル農牧研究公社（Embrapa）や「劣化牧野を持続可能な農業生産と森林に転換するための国家プログラム（PNCPD）」の所管省庁であるブラジル農務省（MAPA）を本調査のC/P機関とする。
- ② 実証事業に関係する民間企業・農協・農家・研究機関等との調整や実証事業の実施に際し、必要に応じてC/Pとも事前に報告・協議のうえ進める。

### (2)実証事業における本邦協力企業および実証圃場の選定<sup>3</sup>

- ① JICAは実証事業のスコープに適合すると考えられる本邦企業を対象に、実証事業への参加勧奨をJiPFA（JICA食と農の協働プラットフォーム）等において情報提供し、関心のある本邦企業を募る予定であり、本公示の契約締結までに、参画を希望する企業の提案書を取り付け、選定が開始できるよう準備しておく。また、実証事業を行う実証圃場候補についてもJICAが本調査開始までに絞り込みを行う予定。
- ② 受注者はJICAとともに、協力企業および実証圃場の選定を行う。実証事業の件数は全体で6件（協力企業は6社）程度、実証圃場は1カ所を想定する。なお、協力企業との連携を想定するブラジル側パートナーはEmbrapaが中心となる見込みだが、本調査で取り組むマッチング支援を通じて、ブラジル民間企業、農協、研究機関、農家等のパートナーシップ構築を図る。
- ③ 上記を経て選定した本邦協力企業の参画を得て、実証事業を実施する。受注者は本邦協力企業がブラジルに渡航する前に、事前にC/P機関も接続したオンライン打合せの調整、ファシリテートを行う。

### (3) 調査スケジュールについて

- ① 受注者は、本邦協力企業および実証圃場関係者との協働のもと、JICAやC/P機関と相談のうえ、本調査の実施方針・スケジュールを適宜協議し、円滑な調査実施に必要な調整を行う。
- ② 現地での実証事業の実施は、天候条件・農業暦（作付・収穫時期）・輸入手続期間等に影響されるため、初期段階でリスクを特定し、緩和策（実証シナリオの複

<sup>3</sup> ブラジル国内における劣化牧野の回復および農地転換に資する技術を有する本邦企業及び協力企業、また、これらの技術の有効性を測るのに妥当な実証圃場の選定方法・選定基準について、プロポーザルで具体的に提案してください。

線化等)を準備する。リスク発生時には、迅速に JICA と共有し、対処方針について協議する。

#### (4) 調査品質・技術面について

- ① 本邦協力企業の技術・製品の比較・評価に係るデータは、C/P 機関（特に Embrapa）との協働のもと、同企業と密に調整・議論し、再現性・透明性を確保するため、標準化した手順（サンプリング方法、測定頻度、記録様式等）に基づき取得する。
- ② 実証事業の試験設計（処理区、反復数、サンプル数等）は、統計的な有意性が確保されるよう C/P 機関（特に Embrapa）との協働のもと、本邦協力企業および実証圃場関係者と密に調整・議論のうえ策定する。
- ③ 実証圃場における生育モニタリング、土壌分析、収量評価等の主要項目については、品質保証の観点から、測定機器の校正や作業記録の保管等を徹底する。

### 第5条 調査の内容

農林水産省による「ブラジル劣化牧野回復モデル実証調査」（2025 年度実施）の成果と教訓を引き継ぎつつ、JICA 協力の狙いである「本邦企業技術の現地適合性の可視化」と「形成中の円借款事業および技術協力プロジェクトへの接続」を意識した調査を実施する。本調査では、劣化牧野の回復・畑地転換に向けた土壌改良資材・バイオスティミュラント・精密デジタル農業技術の現地適用性を体系的に検証し、得られた成果を将来の JICA 協力方針として反映する。

#### (1) 本邦企業技術のパートナーシップ構築や実証事業の設計のための基礎情報の収集

##### ① 本邦企業技術の導入可能性に関する基礎情報収集

本邦企業の持つ製品・技術に関係する現地企業・日系企業へのヒアリングや現地調査等を通じて、以下の項目について調査を行う。

- ・ 本邦企業（バイオスティミュラント、土壌改良資材、精密デジタル農業等）の技術に関する、ブラジル国内での導入上の課題（規制、許認可、商流・物流、規格適合等）
- ・ ブラジル国内で販売されている商品（日系・競合）の顧客層・市場規模・販売動向
- ・ 今後現地への展開が見込める製品・技術のリストアップ

- ・ 現地パートナー候補（Embrapa、ブラジル民間企業、農業協同組合等）に関する情報および連携可能性

## ② 実証候補圃場の環境・技術条件の収集

- ・ 実証候補圃場の気候条件、土壌特性、インフラ等にかかる情報を収集し、整理する。
- ・ 劣化牧野の状態（裸地化、牧草密度、生産性低下）と転換先作物の条件に基づき、劣化状態別に必要な技術要件（施肥計画、改善指標等）を検討・整理する。

## （2）実証事業の設計・参画スキームの構築<sup>4</sup>

本邦企業の実証参加を公正かつ効果的に選定するため、以下を整理する。

### ① 選定方法の設計

- ・ 選定評価基準（劣化牧野回復・農地転換への貢献度、現地適合性、技術の成熟度、事業化および事業拡大ビジョン等）を設定する。
- ・ 選考プロセスを明確にする

### ② 参画スキームおよび実証体制の設計

- ・ 実証実施に必要な輸入手続、行政調整、現地技術支援体制を整理する。

## （3）資材適合性判定を目標とした実証事業の実施および監理

### ① 選定・マッチング支援

- ・ JICA が作成する選定評価基準に従い、実証参加を希望する本邦企業および実証圃場を選定・提案する。なお、最終的な選定企業の決定は、機構の承諾を得て行うこととする。

※なお、実証事業へ参加する本邦企業及び実証圃場とは、実証圃場の設置及び監理、劣化牧野の回復及び畑地転換に向けた土壌改良資材、バイオスティミュラント、精密デジタル農業技術の現地適用性を体系的に検証する圃場試験の実施において再委託契約を可とするが、本業務の受注者及びその関連会社（親会社・子会社を含む）は選定対象から外れる。

- ・ 現地民間企業、農協、Embrapa の研究者等とのマッチングを実施する。

---

<sup>4</sup> 土壌改良資材、バイオスティミュラント、精密・デジタル農業技術等に関する本邦企業の製品・技術の現地適合性につき圃場試験を通じて可視化すること、技術実証、共同研究、事業化の機会を創出することを目的として実施する実証事業の設計・参画スキームのドラフト案および実施方法（実施監理体制、データ要件の整理とエビデンス構築の方法、パートナーシップ構築のためのマッチングイベント等の運営管理方法等）について、プロポーザルで具体的に提案してください。

## ② 実施監理<sup>5</sup>（進捗・品質・リスク管理）

- ・ 圃場提供事業者や、資材・技術の提供事業者との連絡・調整を行う。また、使用資材の輸入条件や必要な手続きの確認、および現地政府等との調整を行う。
- ・ 資材の適合性判定のエビデンスとなりうるデータを取得するため処理区や反復も含めた実証試験を計画する。
- ・ 生育モニタリングについて、標準化された測定・記録手順に基づいてデータを収集する。

## （４）事業化に向けたデータ要件の整理とエビデンス構築

### ① 評価指標・測定項目の整理

- ・ 参画する企業等の特性に基づき、牧野回復指標（牧草密度、土壌化学性・物理性、GHG 排出量等）を整理する。
- ・ 農地転換の指標（収量、肥料削減量、投入コスト、耐乾性指標等）を定義する。

### ② データ収集体制の構築とエビデンス化

- ・ 圃場ごとに測定項目・頻度・機材を整理し、再現性あるデータの取得体制を構築する。
- ・ 精密デジタル農業を扱う民間企業の技術・製品を積極的に活用し、土壌改良剤やバイオスティミュラントの活用効果の可視化、モニタリング体制の構築を図る。
- ・ （可能であれば）資材ごとの使用基準を整理する。

## （５）パートナーシップ構築のためのマッチングイベント等の運営管理

### ① マッチングイベントの企画・運営

- ・ 本邦企業とブラジル側（民間企業、農協、研究機関、農家）とのマッチングイベントを開催し、技術実証、共同研究、事業化の機会を創出する。特に、実証圃場を活用した現地実演・実証をマッチングイベントと連動させ、実用性・効果を可視化する場を提供する。マッチングイベントの形態としては、実証圃場での個別商談会、圃場見学ツアーやピッチ・技術紹介セッション等が想定される。現地でのマッチングイベントは2回実施する想定としている。イベント参加者は各回10社程度（多くても20社程度）を想定しており、旅費の支給はしない。

### ② フォローアップ・連携体制の強化

---

<sup>5</sup> 実証事業の実施監理において、効率的な調査実施のための現地実施体制（民間連携の促進や現地関係機関との調整を担当したり、土壌改良技術に係るコンサルタントを担ったりする現地備人等）について、プロポーザルで具体的に提案してください。

- ・ イベント後、MoU 検討、共同実証体制構築、データ共有契約などを調整する。
- ・ パートナーシップ構築を目的とする JICA 実証事業の位置付けに沿い、本邦企業とブラジルの民間企業、研究機関、農業協同組合、農家等との継続的な関係構築を支援する。

(6) 実証事業やマッチングイベント等の結果を踏まえた、JICA 実施中協力への活用・連携案の検討・提案

① 連携領域の特定と方針案の整理

- ・ 実証から得られた効果・コスト・事業化可能性に基づき、JICA が実施する技術協力および円借款で連携可能な領域を特定する。特に、ブラジル劣化牧野回復および持続可能な農地転換にかかる技術領域仮説（マッピング）を整理し、JICA に提示する。
- ・ 実証を通じて確認された成果の技術協力プロジェクトおよび円借款での活用・連携案について提案する。

② 普及モデル・官民連携スキームの提案

- ・ 民間企業や研究機関が連携し、劣化牧野の回復や持続的農地への転換に資する改良技術を開発し、農家へ普及・定着させていくための方針を提案する。

③ 広報活動

- ・ 各社の会社概要、製品・技術概要、実証事業での実証内容および成果を紹介する 10 分程度の広報ビデオを作成する。
- ・ 本事業に対する日本国内の関係機関の理解促進を目的として、実証から得られた成果及び同分野における本事業の全体像を発信する国内セミナーを開催する

第6条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書名	提出時期	形態(部数)
インセプションレポート	契約締結後 10営業日以内	・パワーポイント形式(英文) (電子データ) ・ワード形式(和文・英文それぞれ)(電子データ)
ドラフト・ファイナルレポート	2026年12月中旬	・パワーポイント形式(英文) (電子媒体) ・ワード形式(和文・英文それぞれ)

		れ)(電子媒体)
ファイナルレポート	2027年2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和文・英文(CD-R4部(和英各2部))(電子媒体)</li> <li>・PDF形式ワード形式(和文・英文それぞれ)(電子媒体)</li> <li>・製本版2部(和英1部ずつ)(製本)</li> </ul>

① インセプションレポート

日本国内および現地で入手可能な資料・情報を収集・整理・分析し、調査の実施方針、調査方法・内容・項目、調査の実施体制、スケジュール等を記載する。作成にあたっては、インセプションレポート(案)を作成し、JICA 及び現地関連機関と協議の上、最終化したものを提出する。

② ドラフト・ファイナルレポート

JICA との協議の上、調査結果の全体成果等を取りまとめる。また、冒頭に要約を記載する。

③ ファイナルレポート

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA からのコメントを踏まえ、最終化したものを提出する。また、冒頭に要約を記載する。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	実証事業に参画する協力企業および実証圃場の選定方法・選定基準について	第2章 特記仕様書案 第4条(2)
2	実証事業の設計・参画スキームのドラフト案および実施方法（実施監理体制、データ要件の整理とエビデンス構築の方法、パートナーシップ構築のためのマッチングイベント等の運営管理方法等）	第2章 特記仕様書案 第5条(2)
3	実証事業の実施監理における効率的な調査実施のための現地実施体制（現地傭人等）	第2章 特記仕様書案 第5条(3)②

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：ブラジル農業セクターでの業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：ブラジル国及び中南米地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2026年4月下旬より業務を開始し、2027年2月下旬まで調査を実施する。

### （2）業務量目途

#### 1）業務量の目途

約6.50人月

#### 2）渡航回数を目途 延べ6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

第2章 特記仕様書案 第5条（3）資材適合性判定を目標とした実証事業の実施および監理

- ・実証圃場の設置及び監理

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1）公開資料

- ブラジル国劣化農地の畑地転換構想に関する情報収集・確認調査ファイナルレポート（2024年12月）  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12389961.pdf>
- ブラジル連邦共和国 JICA 国別分析ペーパー JICA Country Analysis Paper（2025年3月）  
[https://www.jica.go.jp/overseas/brazil/\\_icsFiles/afieldfile/2025/10/02/jcap\\_br\\_202503.pdf](https://www.jica.go.jp/overseas/brazil/_icsFiles/afieldfile/2025/10/02/jcap_br_202503.pdf)

- JICA 劣化牧野回復・持続可能な農地転換のための協力にかかるセミナー資料  
[https://www.jica.go.jp/portuguese/overseas/brazil/information/topics/2025/1576534\\_67208.html](https://www.jica.go.jp/portuguese/overseas/brazil/information/topics/2025/1576534_67208.html)

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブラジリア出張所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

### (1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### 【上限額】

41,458,000 円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(2)別見積としている項目、及び(3)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### (2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります(37,500,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	実証事業の実施(実証圃場)	「第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (3) 資材適合性判定を目標とした実証事業の実施および監理 ・実証圃場の設置及び監理」	5,000,000円	実証事業実施費一式(実証圃場):ランプサム契約(実証事業関連費、車両関連費、現地備人、雑費)	現地再委託費
2	実証事業の実施(実証企業)	「第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (3) 資材適合性判定を目標とした実証事業の実施および監理 ・劣化牧野の回復及び畑地転換に向けた土壌改良資	30,000,000円	実証事業実施費一式(参画企業):実費精算契約(旅費・交通費(航空券、日当、宿泊料)、車両関連費、現地備	一般業務費 ⑧雑費  なお、本件は、選定された企業と受注者が契約を締結のうえ、実施を委託する形となりま

		材、バイオスティミュラント、精密デジタル農業技術の現地適用性を体系的に検証する圃場試験の実施」		人・通訳費、実証事業関連費、雑費)	す。
3	日本国内セミナー開催費	第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (6) の③	2,500,000円	開催費一式(会場借上費、備品借用費、広報費、軽食代、雑費等)	一般業務費 ③セミナー等実施関連費

(4) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(5) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(8) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（9）その他留意事項

- 1) サンパウロおよびリオデジャネイロにおける宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定しているため、宿泊料については、サンパウロは 21,900 円／泊、リオデジャネイロは 25,900 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。（ブラジル国内のその他地域については、経理処理ガイドライン通りでの計上をお願いします。）
- 2) ブラジル渡航にあたっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)